

令和3年（ネ）第101号 安保法制違憲・国家賠償請求控訴事件
控訴人 海保 寛 外
被控訴人 国

控訴審第1準備書面 (原判決の明らかな事実誤認)

令和4年1月31日

福岡高等裁判所 宮崎支部 民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 後 藤 好 成

弁護士 松 田 幸 子

弁護士 久保山 博 充

弁護士 山 田 秀 一

弁護士 江 原 健 太

他22名

第1 はじめに

本書面においては、甲B160号証として提出した小西洋之参議院議員の意見書を踏まえ、日本が攻撃対象となったことがなく、控訴人らの権利・利益侵害や侵害の具体的可能性が生じたことがないとする原判決が事実誤認であることについて論じる。

第2 結論

結論から敢えて述べる。控訴理由書でも指摘したが、北朝鮮は明らかに日本を攻撃対象とする旨意思を表明した事実がある。そして、そこに至る経過を見れば、そのような意思表明をもたらしたものが新安保法制法によって進んだ日米一体化による軍事共同訓練であり、法によって可能となった米艦武器防護であることが明らかである。これは、新安保法制法が東アジアに軍事緊張をもたらし、わざわざ日本が攻撃される危険を呼び込んだものである。

第3 事実関係

1 2017年から2018年当時、日本は北朝鮮から武力攻撃の対象と明示されていたこと。

(1) 安保法制に基づく日米共同訓練の実施のために日本は北朝鮮から攻撃対象とされ、その攻撃意思が表明されたこと。

平成30年3月22日、小野寺防衛大臣は「北朝鮮であります、これは、例えば昨年の北朝鮮の核実験であります、広島型の十倍の百六十キロトンという過去最大の出力と推定される規模の核実験を行い、そしてまた、日本まで到達するような弾道ミサイル発射の実験を繰り返し、さらに、日本列島を核爆弾で海中に沈めるなど、我が国に対する核兵器による攻撃意思を繰り返しております。我が国を名指ししてのたび重なる核攻撃の威嚇というのは、これは、戦後、日本が受けたこととしては初めてになります。また同時に、非核保有国に対して核攻撃のおどしを繰り返すこと自体、過去に例を見ない挑発ということで、私どもとしては、この問題に関しても含めて、戦後最も厳しい環境であるということをお話をさせていただいております。」との答弁を行っている。

また、当時の安倍総理大臣は、平成29年11月29日、「今現在、北朝鮮の核の脅威がある中において、実際に日本列島を日本海に沈めるという宣言をしている国でありまして、それはまさに核保有国が非核保有国を核の使用で恫喝をしたのは事実上初めてのことであり、」（平成30年1月31日）、「北朝鮮は事実上核をこれは保有した、あるいはしつつあるわけですが、そういう国が非核保有国に対して脅かしを掛けたということは今までなかったわけでありまして、日本列島を沈めるという暴言も吐いているわけでありまして、」との答弁を行っている。

すなわち、政府として、北朝鮮の我が国に対する攻撃意思の保持及びその具体的表明を認めるだけでなく、それが、核保有国が非核保有国を核兵器の使用によって威嚇するという、これまでの世界において例のない特別の攻撃意思の表明との認識まで示しているのである。

(2) 北朝鮮の日本への攻撃意思が安保法制に基づく米軍と自衛隊の共同訓練によって引き起こされ、かつ、それを理由に繰り返し表明され、国家の意思表示として定着していったものであること

(以下、特に明示しない限り日付は平成 29 年であり、下線は控訴人訴訟代理人)

- ① 北朝鮮においては、朝鮮戦争の際からの半島有事における米軍侵攻の軍事拠点である在日米軍基地についてはそれに関する軍事的な脅威の認識及び有事の際に攻撃対象とするとの意思を表明してきたが、日本そのものではなく在日米軍基地に限った表現（意思表示）に止まり、日本そのものを国防政策上の武力攻撃の対象と確定的に明示することはしていなかった。
- ② しかし、海上自衛隊が 3 月 7 日から 3 月 10 日、3 月 27 日から 3 月 29 日、4 月 23 日以降の三度にわたり、航空自衛隊が 4 月 26 日・28 日と二度にわたり、それぞれ共同訓練を行ったところ、5 月 2 日の労働新聞は「日本反動らは米国の反共和国核戦争騒動を焚き付けて海外侵略策動に一層狂奔している。日本反動らが最近、海上「自衛隊」の護衛艦「さみだれ」号および「あしがら」号を派遣して朝鮮半島水域へと機動している米原子力空母「カール・ビンソン」号打撃集団と、戦術および通信の保障のための共同訓練を繰り返すようにさせたのはその端的な実例である。米原子力空母打撃集団が南朝鮮傀儡らとの大規模な海上合同軍事演習を控え、日本海上「自衛隊」と共同訓練を繰り返したことは、見過ごすことのできないただならぬ軍事的動きである。日本反動らは、分別を失って慌てふためく米国とともに共同訓練を繰り返すことによって、核戦争へと突き進んでいる朝鮮半島情勢の火を煽っている。」等と指摘した上で、「朝鮮半島で戦争が起きるなら、わが方を害そうとする者らはもとより、その後押しをした者らも無事であることはできない。」「もし朝鮮半島で核戦争が起きた場合、米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地となっている日本が一番先に放射能の雲で覆われるであろう。」「日本が現在、本当に自分の利益を考えているなら、朝鮮半島問題の平和的解決のために努力するのが当然である。」「日本当局者ら

は、朝鮮半島でひとたび戦争が起きれば最も大きな被害を受けるのはまさしく日本だということをはっきりと知り、分別を持って行動すべきである。」などと述べ、共同訓練による米国との武力行使の一体化、米国の武力行使への支援が日本そのものに対する武力攻撃の理由になることを明言し警告した。

- ③ また、同年6月1日以降に海上自衛隊と航空自衛隊が空母カール・ヴィンソン、空母ロナルド・レーガン打撃群との共同訓練を繰り返す状況において、「一方、日本反動らはいま、わが方の「核・ミサイルの脅威」に対応するという口実の下に、偵察衛星の打ち上げと新型迎撃ミサイル導入、米空軍との合同訓練、米原子力空母打撃団との連合訓練に血眼になったのにも飽き足らず、(略)日本が強力かつ持続的な米日同盟がもはや日本防御を超えて地域安保のための役割をしている、と公然と騒いでいるのは、そのような凶悪な心の表れである。しかし、日本は再侵略の狂気に熱を上げつつ、反共和国敵対意識を鼓吹している挑発的妄動がわが方をどれほど恐ろしく激怒させており、それによってもたらされる破滅的悪結果がどれほど悲惨なものかということをはっきりと認識した上で飛び掛かった方が良いであろう。」などと指摘しつつ、「今のように日本がわが方の拳の近くで不届きに振る舞っているなら、ひとたび有事となった際には、米国よりも先に日本列島が丸ごと焦土化されかねないということを知るべきである。(略)日本は慈悲を知らないわが方の不敗の核武力の前で島国の運命を掛ける危険千万な賭博をしてはならない。」(2017年6月8日朝鮮平和擁護全国民族委員会スポークスマン声明)と、「日本列島が丸ごと焦土化」という具体的表現を用いて自衛隊による米軍との共同訓練を理由として日本そのものを攻撃対象とすることを明言し警告するに至った。
- ④ さらに、海上自衛隊が6月13日以降に空母ロナルド・レーガン打撃群と7月18日以降に掃海艦や駆逐艦と累次の共同訓練を行い、また、航空自衛隊が6月20日、7月7日、7月8日、7月30日の4回にわたって Guam 基地に所属する戦略爆撃機 B-1B の2機編隊と「九州周辺の空域」において共同訓練を行った。こうした状況の中で、2017年8月8日の朝鮮中央通信においては、「現日本支配層は主人である米国の保護の下、2016年3月に「安全保障関連法」を発効させて「自衛隊」に「集団的自衛権」行使の権利を付与し、「自衛隊」の海外活動範囲を大幅に拡大した。」と安保法制の集団的自衛権行使に触れつつ、「わが方は既に、日本列島ごときは決心さえすれば一瞬で焦土化してしまうことのできる能力を備えて久しい。(略)多様化された戦略兵器と水爆まで保

有したわが方の面前で夏の夜のカゲロウのようにぱたぱたと無分別に狂奔するのが自滅を招く自殺行為となるということを理解できないところに日本の悲劇がある。日本反動らは、引き続きみみっちい面をさらして拙劣に振る舞っては、無慈悲な核の拳の激しい強打を免れないであろうし、そうなった場合は日本列島が丸ごと太平洋に水葬されかねないということを理解すべきである。日本反動らは、最上の高みに達したわが共和国の戦略的地位と繰り広げられている事態を直視すべきであり、むやみにわが方に食って掛かって無分別に振る舞ってはならないであろう。」と、「日本列島ごときは決心さえすれば一瞬で焦土化」及び「日本列島が丸ごと太平洋に水葬されかねない」などと総理大臣及び防衛大臣の国会答弁にも引用された言い回しを含めた具体的な表現で自衛隊による米軍との共同訓練の実施を理由として日本そのものを攻撃対象とすることを明言することの固定化に至っている。

このように、自衛隊による米軍との共同訓練の実施を理由として北朝鮮が日本そのものを攻撃対象とすること及びその具体的な意思の明示が完全に定着している。

(3) 日米共同訓練の実施そのものを日本を攻撃対象とする理由としていること。

また、2017年10月23日 朝鮮アジア太平洋平和委スポークスマン談話においては、「日本『自衛隊』が米原子力空母『ロナルド・レーガン』号と合同軍事演習を繰り広げたことは、米国と共に新たな朝鮮戦争に飛び込むための事前準備である。わが方の『脅威』を口実に再侵略の道に進もうとする日本反動らの策動は限界点を越えた。」「有事の際、朝鮮戦争に投入される米帝侵略軍の基本武力を駐屯させ、合同軍事演習に参加していること自体が、わが民族に対する耐え難い挑戦であり、千秋にわたって許すことのできない特大型犯罪行為となる。」と述べ、2017年11月20日朝鮮中央通信においては、「日本海上『自衛隊』が11月11、12両日、米空母打撃団と共にわが方を狙った大規模合同軍事演習を敢行した。米原子力空母『ロナルド・レーガン』号、『セオドア・ルーズベルト』号、『ニミッツ』号と海上『自衛隊』の護衛艦『いせ』号、『まきなみ』号、『いなづま』号などの参加の下で行われた合同軍事演習について、日本防衛相小野寺は『日本と米国の決意をよりはっきりと示す大変効果的な訓練だった』と強弁した。(略) 現日本支配層は2016年3月に『安全保障関連法』を発効させて『自衛隊』に『集団的自衛権』の行使を付与し、『自衛隊』の海外活動範囲を大幅に拡大し

た。(略) 現在、日本がわが方の自衛的正当防衛措置に『脅威』と食って掛かり、有事の際に朝鮮戦争に投入される米帝侵略軍の基本武力を駐屯させ、合同軍事演習に熱を上げていることは、米国と共に新たな朝鮮戦争を起こそうとする戦争ヒステリーである。」とした上で、「ひとたび朝鮮半島で戦争の火が上がれば、日本も絶対に無事ではいられない。日本にある米国の侵略基地と共に、戦争に動員される日本の全てのものがめちゃくちゃになりかねない。日本が軍国主義の馬車に乗って狂ったように疾走すればするほど、自滅のどん底にさらに深く陥る結果しかもたらされない。」と述べている。

このように、自衛隊の米軍との共同訓練を、日本そのものに対する武力攻撃の理由（正当性の根拠）としてよりはっきりと明示し、その攻撃意思を表明しているのである。

2 日本政府が限定的な集団的自衛権を行使する可能性が現実としてあったこと

(1) 河野前統合幕僚長の集団自衛権行使を想定したとの証言等

2019年5月の朝日新聞社の朝日新聞デジタルの河野前統合幕僚長に対するインタビュー記事において、「北朝鮮は17年、日本海や太平洋へ弾道ミサイルの発射を重ね、9月には6度目の核実験があり米朝首脳間で非難の応酬が起きた。河野氏は、米軍のダンフォード統合参謀本部議長らとのやり取りで緊張の高まりを感じ、『違った段階に来たと考え、もし米軍が軍事行動に踏み切れば自衛隊がどう動くか、私の責任で頭の体操をした』と話した。」「米軍が北朝鮮を攻撃した場合の朝鮮半島有事に備え、統合幕僚監部で検討。16年施行の安保法制に基づき、日本の平和と安全に重要な影響を与える状況下で自衛隊が米軍を後方支援できる『重要影響事態』や、集団的自衛権を行使して米軍への攻撃に自衛隊が反撃できる『存立危機事態』を想定したという。」「河野氏は『やる、やらないを決めるのはトランプ大統領と安倍総理。幸い米軍から軍事行動をするとの連絡は結局なかったが、総理には米軍の態勢を報告していた』と振り返った。」と報道がなされ、その他にも、「軍事的緊張が高まった2017年後半の朝鮮半島を巡る危機に関し『米軍の軍事オプションはあり得ると思っていた。(あの時ほど)軍事衝突の可能性を身近に感じたことはなかった』と語った」との報道がなされた。

(2) 防衛大臣による河野前統合幕僚長の証言を事実と認める趣旨の国会答弁

岸信夫防衛大臣は、2021年（令和3年）3月3日の参議院外交防衛委員会での質疑において、「委員御指摘の当時も含めて、防衛大臣中心に、内局や各幕僚監部において様々な事態に適切に対応、対処できるように不断の検討を行ってきた」、「当時、非常に安全保障環境、厳しいものがございましたから、そういう、どのような事態になっても対処できるような形で、防衛省・自衛隊の中でしっかりした議論が、検討が行われていた」、「当時の情勢ですね、当時の法律も含めて、その中で自衛隊が取り得る方策について検討を進めていたということでございます」などと、2017年、2018年当時において、防衛大臣以下の防衛省・自衛隊として安保法制に基づく自衛隊の集団的自衛権行使等を検討していた旨を答弁している。更に、そうした検討については「総理大臣への報告が行われていた」などと安倍総理へ報告されていたことを明言している。

(3) 政府・自衛隊は集団的自衛権行使を想定し検討し、その発動のために共同訓練を実施していたこと

前記(1)、(2)の事実からすれば、当時の政府・自衛隊において、①米軍が武力行使をすることを現実の可能性として想定し、かつ、②米軍が武力行使をした際には、安保法制の存立危機事態が生じ日本が集団的自衛権を行使するということが現実の政策課題として想定し検討していた事実が確認できる。そして、少なくとも、米軍の空母や戦略爆撃機との共同訓練の実施については、まさに存立危機事態時にそれらの米軍兵力を自衛隊が守るための集団的自衛権行使を目的となされていたものと考えられる。実際に、いざ米軍がこれら空母打撃群や戦略爆撃機の兵力を用いて武力行使を行う際に、これだけの訓練成果を生かすための行動を自衛隊が取らない判断をするということは理解し難いし、そもそも、米軍の最高責任者の統合参謀本部議長らと綿密な連絡を取っていた河野統合幕僚長らが米軍が軍事行動を取る際の集団的自衛権行使を検討していたというのにそのための米軍との共同訓練を実施しないことはあり得ないのである。

また、「日米共同統合演習の実績（過去10年間について）」においては「なお、存立危機事態における日米共同対処については、日米で行われている共同訓練の一環として演練を実施しております。（平成28年度から平成30年度の間においても、令和元年度から令和3年6月までの間においても実施しております。）」と、平成28年度を含む期間に米軍を防護する集団的自衛権行使のための共同訓練を実施していたことを明言している。

(4) 北朝鮮からの武力攻撃により日本国民に生命・身体等の被害が生じる危険があったこと

既に述べたとおり、日本が集団的自衛権を行使した際における北朝鮮の日本に対する武力攻撃の意思は疑いがない。

また、米軍の北朝鮮への侵攻拠点である在日米軍基地(岩国(海兵隊)、嘉手納(空軍)、横須賀(海軍)等)及び米軍を守るために武力出動する自衛隊の出撃拠点である各地の自衛隊基地(自衛隊基地は当然に「日本そのもの」である)を攻撃しない限り、北朝鮮は軍事的に圧倒的な劣勢を余儀なくされること、北朝鮮において在日米軍基地及び自衛隊基地を含めた日本全域を攻撃する明確な意思が何度も表明されていることからすると、日米の軍事行動によりに国家存亡の危機に直面する北朝鮮においては(米軍基地や自衛隊基地以外の)日本そのものを攻撃することにも軍事的な必要性及び合理性を有するとの判断に至っていたものと推察されることなどからすれば、自衛隊による集団的自衛権行使に対して北朝鮮が日本に対する武力攻撃を行うことは軍事的に必要性及び合理性があり、むしろ、それを行わないことは極めて不合理と解される。

さらに、北朝鮮が日本に武力攻撃を行う能力があり、日本も北朝鮮からミサイル攻撃を受け得ることを前提としそれから日本国民を防御するための、「訓練」などではなく実任務(実戦配備)として、具体的な軍事的対処を講じている。

のみならず、内閣官房(国民保護法に基づき武力攻撃事態対処を担当)と消防庁(武力攻撃事態における住民避難・救援・災害防御等及び国と地方の連絡調整を担当)を中心に政府主導により、以下に述べるとおり、政府と都道府県・市町村が一体となった国民保護体制を体系的かつ計画的に構築し運用に努めていた。ただし、わが国のミサイル防衛力には「常時・継続的に防護」の点で根本的な課題があったとされており、全てのミサイルの迎撃は困難であった。

- ① ミサイル攻撃時の住民の取るべき行動の策定と市町村等による住民への周知広報
- ② 全国瞬時警報システム(Jアラート)及び緊急情報ネットワークシステム(エムネット)による情報伝達体制の構築・運用、情報伝達内容の改善
- ③ 政府広報による全国民への周知広報
- ④ 国民保護体制の強化(市町村国民保護計画の避難実施要領パターンの作成、市町村国民保護計画の避難施設の指定促進等)
- ⑤ ミサイル被害状況の報告の要請、ミサイル落下物対応要領の通知等

- ⑥ 全国各地域における膨大な数の「住民参加の避難訓練」の実施
(甲B160別紙資料によれば、宮崎県においても基地および演習場付近の自治体で10回実施されている)
- ⑦ 二度のJアラートの発出
- ⑧ 政府の国民保護基本指針の改定及び都道府県国民保護計画、市町村国民保護計画の改定

以上のとおり、日本が米国に対する北朝鮮の武力攻撃を排除する集団的自衛権行使を行った場合においては、北朝鮮における確固たる意志の基に、北朝鮮におけるその軍事的な必要性・合理性に基づき、日本に対するミサイル攻撃の実力を持って北朝鮮から日本に対して反撃・報復等の武力攻撃がなされていたはずであり、それに対し、日本は政府主導の国民保護体制の構築及び運用を計画的・組織的に実施することにより対処しようとしていたのであるが、北朝鮮のミサイル攻撃から国民の生命等を守り抜く実力は有しておらず、当該北朝鮮による反撃・報復等の武力攻撃による日本国民における生命・身体等の安全を侵害する具体的な危険が発生していた。

(6) 小括

以上のとおり、河野前統合幕僚長の発言や防衛大臣の国会答弁においても、政府・自衛隊は集団的自衛権行使を想定していたこと、そのために共同訓練をも実施していたことなどからすれば、具体的に集団的自衛権を行使する可能性が現実としてあったのであり、しかも、集団的自衛権を行使すれば北朝鮮からの武力攻撃により日本国民に生命等の被害が生じる危険があった。

第4 控訴人らの権利・利益侵害の具体的な危険

- 1, 原審判決は、「本件訴訟の口頭弁論終結時においても、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められず、その具体的な危険が生じたとも認められない。存立危機事態に際して防衛出動が命じられたことがないことはもとより、存立危機事態に至ったとしてその対処に関する基本的な方針（事態対処法9条）が定められたようなこともない」とする。
- 2, しかしながら、河野前統合幕僚長や防衛大臣も集団的自衛権行使を想定していたのであり、実際にそのことを想定した共同訓練も実施していることからすれば、「国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められず」との原審判断は、あまりに形式的に過ぎ、明らかな誤りである。

多数回の共同訓練時の武器防護が実施されていたのであり、何らかの偶発的衝突が起こればただちに重要影響事態、存立危機事態に発展した具体的危険が発生していた。日米（韓）の共同訓練は、集団的自衛権行使を想定した訓練であり、その際に実施されたと推察される戦闘機による戦闘機防護、護衛艦等による空母防護は、共同の軍事行動と外形上全く変わらない。用語を塗り替えても実態は同じである。北朝鮮から見れば武力による威嚇に他ならない。結果的に軍事衝突に至らなかったのは幸運でしかない。

それまで明確に日本を攻撃対象としていなかった北朝鮮が、日本が攻撃対象であることを示すこととなったのは、新安保法制法制定及び制定後の自衛隊による共同訓練実施後を契機とするものであり、このような日本国民の生命・身体等の被害が生じる危険は、新安保法制法制定によるものである。

しかも、その後も北朝鮮は日本自体に対する攻撃意思を撤回したことはない。新安保法制に基づく米軍との軍事的一体化が進めば進むほど、日本が軍事攻撃対象となる危険が増すとも言える。そのことは原審口頭弁論終結時はもちろん、現在ますます明らかになっていると言えよう。2022（令和4）年1月にも北朝鮮は弾道ミサイルを発射しているが、軍事的な日米一体化、敵基地攻撃能力の議論など日本の軍拡の動きが北朝鮮を刺激しており、互いの果てしない軍拡へとつながることが懸念される。

3、新安保法制法によって、日本は、アジアに積極的に軍事緊張をもたらす立場となったが、日本のそのような動きと立場は世界中で確定的に認識される。それは、「政府の行為によってふたたび戦争を繰り返さない」と決断して制定された日本国憲法の根本理念を決定的に破壊し、新安保法制以前の「平和日本」への信頼を失い、個々の日本国民を危険な立場に追い込む。控訴理由書で述べたとおり、既にその犠牲が生じている。新安保法制法がある限り、今後ともそのリスクは避けられない。

憲法上違憲立法審査権を有する裁判所がこのまま黙して語らなければ、裁判所自らが、日本国民の生命・身体・精神の安全、生活の平穏・内心の静謐等、人間が生きていくうえで根源的な重要な利益（個々人の人格的利益）を犠牲にすることに加担することになる。

以 上